

令和3年度きょうと子育てピアサポートセンター 業務委託仕様書

1 趣旨

妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を社会全体で進めるため、市町村の「子育て世代包括支援センター（愛称：子育てピア）」の支援等を実施する「きょうと子育てピアサポートセンター（以下「センター」という。）」の業務を委託することにより、子育て家庭を支援する市町村、NPO、企業等とのネットワークを活かしたオール京都体制の子育て支援を展開する。

2 委託業務名

令和3年度きょうと子育てピアサポートセンター業務委託

3 業務の実施場所

きょうと子育てピアサポートセンター（京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ東館2階）及び京都府内全域

4 センターの開設時間

午前8時30分～午後5時15分

土曜、日曜、祝日及び年末12月29日～年始1月3日は休み

5 業務内容

業務の範囲は下記のとおりとする。

(1) 保育等子育て支援に関する情報の収集・提供とそれに対する問い合わせ対応

ア 子育て支援の小冊子（子育て家庭のための健康ガイド）の作成、配布 約12,000部・A6サイズ

イ 保育等子育て支援情報に関するポータルサイト（※）及びフェイスブック、Twitterの運営（情報更新、市町村子育て世代包括支援センターのPRを含む。）及び、利用者の増加につながるための分析・調査。システム要件については、別添参照。

※ポータルサイト:京都府内外の子育て支援に関する情報を集約してアクセスしやすくするウェブサイト（ワードプレスで作成済）

ウ センターに隣接するマザーズジョブカフェ及びひとり親家庭自立支援コーナーへの問い合わせのうち、保育等子育て支援情報を求めら

れる方への提供資料（各市町村の保育所・幼稚園、病児・病後児保育情報等）の収集及び資料作成。なお、マザーズジョブカフェ及びひとり親家庭自立支援コーナーと連携をとり実施すること。

- エ 子育て支援に興味のある方への研修・ボランティア募集情報の収集・提供

例) ポータルサイトへの市町村ファミリー・サポート・センター提供会員への登録方法、児童館のボランティア募集の掲載等

- (2) センターの広報活動（センター内に設置する「妊娠出産・不妊ほっとコール」、「仕事と不妊治療の両立支援コール」を含む）

- ア 子育て世代や子育て支援に興味のある方へのセンターポータルサイトの周知

- イ 企業及び不妊治療中の方への「仕事と不妊治療の両立支援コール」の周知。なお、「京都ウィメンズベース」及び「仕事と不妊治療の両立支援コール」と連携をとり実施すること。

- ウ 子育て世代や若年層、不妊治療中の方への「妊娠出産・不妊ほっとコール」の周知

- (3) 府内の子育て支援NPO等のリストの作成と交流の機会の創出

- ア 京都府内の子育て支援団体（NPO、任意団体等）の状況把握（現地視察含む）、リストの作成

- イ 京都府子育て支援認証団体（R2.12 現在 13 団体）と認証団体からの助言や支援を必要とする団体・個人との交流の機会の創出

- ウ 京都府子育て支援認証団体の交流会の開催（年1回程度）等

- (4) 子育てピアサポーター（子育ての達人¹⁾、ダブルケアピア・サポーター²⁾）の人材管理と活動支援

- ア 子育てピアサポーターの周知と活躍の場の掘り起こし（市町村、民間団体、保育所、児童館等関係機関への訪問、事業説明、活用例の提案等）

- イ 子育て支援の現場（子育て支援拠点、児童館、保育所等）のニーズ調査（子育てピアサポーター等の地域の高齢者、子育て経験者等に求める役割・活動など）

- ウ 子育ての達人バンク登録者（以下「登録者」という。）と、保育所等派遣を依頼する団体（以下「依頼者」という。）をつなぐ、子育ての達人バンクの管理（依頼者と登録者のマッチング、登録者の情報更新等）

- エ ダブルケアピア・サポーターの派遣調整（ピア・サポーターへの旅

費等支払いは除く)

- 1) 京都府が実施する、「子育ての達人養成講座」を修了し、保育園や幼稚園、子育て支援イベントの等で活躍いただく、高齢者や子育て経験者等。
子育ての達人バンク登録者数 令和2年12月現在 67名
- 2) 京都府が実施する、「ダブルケアピア・サポーター養成講座」を修了し、育児と介護を同時に行うダブルケアラーの居場所（ダブルケアカフェ等）での寄り添い支援を実施する者。令和2年12月現在 15名

6 人員配置体制

次を参照して、上記業務の実施に必要な人員を配置すること。また、契約期間を通じて勤務可能な現場責任者を1名配置し、常時対応可能である、委託事業統括責任者を明確にすること。

7 運営管理・実施報告等

業務の運営に当たっては、以下の目標数、京都府が別途定める管理項目及びその他業務の進捗管理を徹底し、京都府に対して随時報告を行い、評価・指導等を受け、円滑な業務の推進に努めること。

(1) 目標数

- ①ポータルサイトアクセス件数 月平均12,000件以上
なお、大幅な変更がある場合は別途京都府と協議の上、修正する。
- ②仕事と不妊治療の両立支援コール 年12件以上
(相談実績)
仕事と不妊治療の両立支援コール R1年度5件 R2年度6件(R2.12月末現在)
- ③妊娠出産・不妊ほっとコールの相談件数 前年比30%増
(相談実績)
妊娠出産・不妊ほっとコール R1年度368件 R2年度357件(R2.12月末現在)
- ④子育てピアサポーターの活用件数
 - ・子育ての達人マッチング件数 10件以上
 - ・ダブルケア ピア・サポーター派遣件数 10件以上

(2) 報告

上記については、月報で京都府に行うこと。また週1回以上は直接、府担当者と進捗状況を共有する機会を設けること。

(3) 進捗状況の確認等

月報による報告を京都府へ行う際には、常に(1)の目標数と比較しながら、進捗管理を行うこと。

数値が下回る場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積

極的に改善に取り組むこと。

なお、目標数が未達成で、受託者の積極的な改善が図られなかったと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、委託料を減額することがある。

8 個人情報の保護

センター運營業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

9 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 京都府と協議して認められた経費

※ 人件費については前金払ができるものとする。

10 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- (1) 本業務の実施結果
- (2) 本業務に要した経費内訳

11 特記事項

- (1) 受託者は、京都府と受託者の間で契約した事業を実施するため、適切

- に業務を遂行するのに必要な要員を配置すること。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託事業統括責任者について報告すること。変更があった場合も同様とすること。
 - (3) 業務実施状況を管理・監督できる体制をとること。
 - (4) 問題発生時の業務ルールを整備すること。
 - (5) 原則として、業務担当者には子育て支援実務経験を有するもの、ホームページの操作に習熟したものを充てること。複数名で役割分担をして対応することも可能とする。
 - (6) 業務マニュアルの作成・更新にあたっては、マニュアルの記載に追加・修正などの必要があると受託者が判断した場合は、随時、委託者と協議の上、作成すること。
 - (7) 京都府は、マニュアルを更新する際、受託者に対して必要な作業を指示することができるものとする。
 - (8) 受託者は、センター業務が円滑に行われるために、マニュアルの充実・子育て支援活動団体などとの情報の積極的な入手、利用者満足を高めるための業務改善案等の業務を行うこと。
 - (9) 業務担当者は、原則として業務実施時間中は京都府と受託者の間で定めた接客に相応しい服装を着用するものとする。
 - (10) 受託者は、契約締結後、速やかに業務が開始できるよう運用体制等を整備すること。
 - (11) 受託者は、業務遂行に必要となる人材を確保し、研修計画に基づき委託者との協議により決めた日までに必要な研修を完了させること。

12 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (2) 企画提案内容のうち、評価に関する部分で不履行が発生し、京都府の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、委託料を減額することがある。
- (3) 国及び京都府の事業展開により、新たな業務が加わることがある。
- (4) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。